# 鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会報告書

平成25年9月30日

鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおり、鳥取県立人権ひろば21の指定管理候補者を、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査した。

## 1 指定管理候補者

法人名:公益社団法人鳥取県人権文化センター

代表者:会長 内海 敏 所在地:鳥取市扇町21番地

### 2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

### 3 委託料の額

51,835,000円····(1)(債務負担行為額 51,835,000円) [参考] 単年度委託料の額((1) ÷5年)10,367,000円

### 4 審査結果

上記団体は、指定管理候補者として、適当であると認める。

### 5 審査の経緯

公益社団法人鳥取県人権文化センターから事業計画書等について説明を受け、質疑応答後、あらかじめ定めた審査項目ごとに、基準を満たしているか審議した。

#### (1) 審杏委員

	氏	名	所 属 等		
西垣	康正	(委員長)	鳥取市立散岐小学校長		
河越	智子	(副委員長)	鳥取市 人権教育推進員		
外川	正明		鳥取環境大学 教授		
西口	香澄		長井いずみ税理士事務所 税理士		
川本	晴彦		鳥取県総務部人権局 人権・同和対策課長		

# (2) 開催経緯

### 第1回審査委員会

平成25年7月9日(火)

・指定管理者制度及び鳥取県立人権ひろば21の概要説明、審査項目等の審議 第2回審査委員会

平成25年9月30日(月)

・面接審査後、審査基準に照らした審議

## (3)審査基準

	審査基準	審査項目
1	施設の平等な利用を確保する	(1)管理運営の基本的な考え方の適合性
	のに十分なものであること。	ア 施設の設置目的の理解しているか
	(指定手続条例第5条第1号)	イ 管理運営の方針は適切か
2	施設の効用を最大限に発揮さ	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容か
	せるものであること。(指定	(ライブラリーの運営方針、交流スペースの活用方
	手続条例第5条第2号)	針、サービスの向上策と利用促進に取り組んでい
		るか)
		(2) 管理の基準 (開館時間、休館日、個人情報保護、
		情報の公開)
		(3) 施設設備の維持管理及び衛生管理

		(4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応
		(5) 利用者の要望の把握及び対応方針
3	管理に係る経費の効率化が図	(1) 支出計画の内容は適当か
	られるものであること。	(2) 運営経費の節減
	(指定手続条例第5条第2号)	(外部委託、その他の経費の節減)
4	管理を安定して行うために必	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤
	要な人員及び財政的基礎を有	(2)組織及び職員の配置等
	しており、又は確保できる見	(3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況
	込みがあること。(指定手続	(4) 法人等の社会的責任の遂行状況
	条例第5条第3号)	ア 障害者雇用
		イ 男女共同参画推進企業の認定
		ウ ISO・TEASの認証等
		(5) 管理運営実績評価

## (4) 審査結果

審査基準	適否	審査意見概要
甘且坐牛		
1	適	│○施設の設置目的を良く理解しており、公平なサービス提供が期待でき
		る。
(7.6/10)		○障がい者・高齢者・外国人等、利用に当たって配慮を必要とする方へ
		の対応の改善を求める。。
2	適	○中高生等の若年層の利用促進に向けての積極的広報活動を望む。
		○利用者増の目標を定め、特別展を企画するなど工夫努力を求める。
(36/50)		
3	適	○支出計画のほとんどが、固定的経費であるようなので評価しずらい。
(13.6/20)		○これ以上の経費削減は、困難であると思われる。
4	適	○能力や適性を判断した上で、積極的障がい者雇用を求める。
(14.4/20)		○非常勤職員の雇用・福利厚生の改善を図ってほしい。
総合評価	適	○専門性を活かした特色のある事業に期待する。
(71.6/100)		○適切に管理運営されているが、施設利用促進及び啓発のための更なる
		工夫改善が必要と思う。

# 6 指定管理候補者の事業計画の概要

- (1) 開館時間・休館日 (現行どおり)
  - ○開館時間:午前9時から午後5時
  - ○休 館 日:祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)

(蔵書点検等、館長が管理運営上必要であると判断した場合は、別に臨時休館日を設定する。)

- (2) ライブラリー、交流スペースの活用方法
  - ○図書・DVDの貸出
  - ○交流スペースで小イベント、人権学習会の実施。
- (3) 利用促進のための取組み
  - ○来館者アンケートなどによる利用者意見の反映。
  - ○県立図書館や市町村立図書館と連携し、各市町村立図書館窓口で図書等の貸し出しを引き 続き行うなどの遠隔地利用者のサービス提供を行う。
- (4) 経費削減のための取組み
  - ○節電を始めとしてあらゆる経費の削減に取り組む。
  - ○外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。